



報道関係者 各位

令和7年6月25日

【照会先】

高知労働局 労働基準部健康安全課

健康安全課長 門 脇 勲

主任地方産業安全専門官 伊勢田 文久

(直通電話) 088-885-6023

高知労働局長による安全パトロールを実施します

～熱中症を含む労働災害撲滅に向けた対策の注意喚起～

高知労働局（局長 菊池宏二）は、「全国安全週間（7月1日から7日まで）」、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン 重点取組期間（7月）」の実施に当たり、建設業における熱中症を含む労働災害の撲滅に向けて、各種対策の徹底を図るため（※）、労働局長による安全パトロールを下記のとおり実施します。

※備考：

職場における熱中症の重篤化防止のため、労働安全衛生規則が改正、本年6月1日から施行され、①体調不良者を発見した場合にその旨を報告させる体制を整備すること、②発見した場合の対応方法や連絡先を定めた手順書を作成すること、③これらに関係作業員へ周知すること、が事業者には義務付けられました。

記

1 高知労働局長安全パトロール

日 時： 令和7年7月2日（水）午前10時30分から11時30分まで

場 所： 有限会社築山建設 高知港海岸湾口地区津波防波堤工事（その（2））
（ 施工場所：高知新港中工区ヤード）



パトロール対象工事現場の全景

2 取材

取材いただける場合は、7月1日（火）15時までに高知労働局労働基準部健康安全課（088-885-6023）へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

取材のご希望が多い場合は、会場の都合などにより取材をお断りすることがありますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

< 添付資料目次 >

別添資料1	高知労働局長安全パトロールの実施について
別添資料2	安全パトロール実施場所案内図
別添資料3	令和6年における労働災害発生状況
別添資料4	令和7年における労働災害発生状況（令和7年5月末現在 速報）
別添資料5	熱中症による労働災害発生状況（令和2年～令和6年）
別添資料6	令和7年度 全国安全週間実施要綱
別添資料7	リーフレット「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」
別添資料8	パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」



※ 「Safe Work」とは「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すものであり、ILO(国際労働機関)においても使用されているフレーズです。

高知労働局長安全パトロールの実施について

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 日 時 | 令和 7 年 7 月 2 日 (水)
午前10時30分～午前11時30分 |
| 2 | 実施場所 | 有限会社築山建設
高知港海岸湾口地区津波防波堤工事(その(2))
(施工場所：高知新港中工区ヤード) |
| 3 | 工事内容 | 被覆・根固ブロック製作 |
| 4 | 参加予定者 | 高知労働局長
高知労働基準監督署長 |
| 5 | パトロールスケジュール | <p>10:30 開始
挨拶、作業概要等説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有限会社築山建設 作業所長挨拶 ・高知労働局長による作業員への挨拶 ・当日の作業概要及び労働災害防止の取組等説明 <p>10:50～ 現場パトロール（所要30分）</p> <p>11:20～ パトロール講評等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知労働基準監督署長による講評 ・高知労働局長による総評 <p>11:30 終了</p> |

～ 取材について ～

- ◇ 取材を希望される方は、準備の都合がありますので、7月1日(火) 15時までに、高知労働局労働基準部健康安全課(TEL:088-885-6023)あて、ご連絡願います。

工事現場内ではヘルメットの着用をお願いします。ヘルメットをお持ちでない場合は、用意しますので、当日のヘルメット貸与を希望する方は併せて申し出てください。

- ◇ 集合場所は、工事現場内の広場です。車でお越しの方は、恐れ入りますが、指定場所へ駐車してください。(別添資料2「安全パトロール実施場所案内図」参照)
- ◇ 取材に当たっては、歩きやすい靴・暑さ対策を考慮した服装にご留意いただくとともに、取材中は工事担当者の指示に従っていただくをお願いします。
- ◇ 取材に対する不明な点は、高知労働局労働基準部健康安全課(TEL:088-885-6023)までお問い合わせください。

安全パトロール実施場所案内図



出典：国土地理院ウェブサイト(一部、高知労働局にて加工)

業種	局署別			高知局(合計)			高知監督署管内			須崎監督署管内			四万十監督署管内			安芸監督署管内				
	年			6年	5年	増減	6年	5年	増減	6年	5年	増減	6年	5年	増減	6年	5年	増減		
	(1)	1042	(8)	1259	-217	664	(7)	768	-104	142	(1)	171	-29	(1)	128	156	-28	108	164	-56
全産業合計	食料品製造業																			
	繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業																			
	木材・木製品製造業、家具・装備品製造業																			
	パルプ、紙、紙製品製造業																			
	窯業土石製造業																			
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業																			
	一般機械器具製造業																			
	電気機械器具製造業																			
	輸送用機械器具製造業																			
	造船業																			
製造業	上記以外の製造業																			
	小計																			
	小計																			
建設業	土木工事業																			
	建築工事業																			
	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業																			
運輸業	木造家屋建築工事業																			
	上記以外の建築工事業																			
	その他の建設業																			
	小計																			
	小計																			
林業	運輸交通業																			
	道路貨物運送業																			
	陸上貨物取扱業																			
	港湾運送業																			
	小計																			
水産業	木材伐出業																			
	その他の林業																			
	小計																			
	小計																			
	小計																			
第三次産業	商業																			
	金融広告業																			
	保健衛生業																			
	接客娯楽業																			
	清掃業・と畜業																			
	ビルメンテナンス業																			
	上記以外の事業																			
	小計																			
	小計																			
	小計																			

(注) 1) 死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。 2) 内の数字は死亡者数で速報による。 3) 上記以外の製造業には、印刷、製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上 4) 上記以外の事業には、映画・演劇業、通信業、教育、研究業、官公署、情報処理サービス業、その他には、農業、畜産業を計上 5) 上記以外の製造業を計上

令和6年死亡災害発生状況

確定



高知労働局

業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和6年	0	0	0	0	0	1	0	1
令和5年	3	1	2	0	0	1	1	8
増減	-3	-1	-2	±0	±0	±0	-1	-7

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型 起因物	災害のあらまし
1	四万十	6.2.5 07:00	商業 (卸売業)	54歳 男	交通事故 その他の乗物	被災者が操船し、出港するために航行していた船舶（総トン数1.1トン、1人乗り）と、入港するために航行していた船舶（総トン数9.7トン、1人乗り）が衝突した。

注：調査中のもの等を含む。

業種	局署別		高知局(合計)			高知監督管内			須崎監督管内			四万十監督管内			安芸監督管内			
	年		7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減	
	(4)	258	(1)	361	-103	(4)	152	230	-78	40	48	-8	33	(1)	49	-16	33	34
全産業合計																		
	食料品製造業																	
	繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業																	
	木材・木製品製造業、家具・装備品製造業																	
	パルプ、紙、紙製品製造業																	
	窯業土石製造業																	
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業																	
	一般機械器具製造業																	
	電気機械器具製造業																	
	輸送用機械器具製造業																	
製造業	造船業																	
	上記以外の製造業																	
	小計																	
	小計																	
	土木工事業																	
	建築工事業																	
	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業																	
	木造家屋建築工事業																	
	上記以外の建築工事業																	
	その他の建設業																	
建設業	(1) 5																	
	(3) 35																	
	運輸交通業																	
	道路貨物運送業																	
	陸上貨物取扱業																	
	港湾運送業																	
	小計																	
	木材伐出業																	
	その他の林業																	
	林業	小計																
水産業																		
商業																		
金融広告業																		
保健衛生業																		
接客娯楽業																		
清掃業・と畜業																		
ビルメンテナンス業																		
上記以外の事業																		
第二次産業		小計																
	その他																	

(注) (1) 死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2) () 内の数字は死亡者数で速報による。(3) 上記以外の製造業には、印刷、製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上。(4) 上記以外の事業には、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、官公署、情報処理サービス業、その他には、農業、畜産業を計上。(5) 上記以外の製造業を計上。

令和7年死亡災害発生状況

(令和7年5月末現在)



高知労働局

業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和7年	0	3	0	0	0	1	0	4
令和6年	0	0	0	0	0	1	0	1
増減	±0	+3	±0	±0	±0	±0	±0	+3

「その他」には、農業、畜産業を計上

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型起因物	災害のあらまし
1	高知	7.1.9 09:30	建設業 (土木工事業)	46歳男	激突 その他の建設機械等	除雪用ブレードを装着したホイール式トラクタ・ショベルを運転し除雪走行中、車両が急停止した衝撃でステアリングノブに胸を強打した。
2	高知	7.3.19 12:30	第3次産業 (その他)	52歳男	交通事故 乗用車	軽乗用車を運転中、センターラインをはみ出して反対車線側の街路樹に激突した。
3	高知	7.4.8 14:00	建設業 (その他の建設業)	79歳男	墜落・転落 階段	営業先において、建物内部の階段の踊り場で意識が無い状況で発見された。(転落した痕跡があり、頭部より出血が認められ、搬送された病院にて治療中であったが死亡した。)
4	高知	7.5.14 10:40	建設業 (土木工事業)	62歳男	墜落・転落 地山・岩石	ドラグショベルで林道の路面を掘削中、足もとの斜面が突然崩落したため、車両系建設機械とともに約5メートル転落した。

注：調査中のもの等を含む。

熱中症による労働災害発生状況 (令和2年～令和6年)

高知労働局

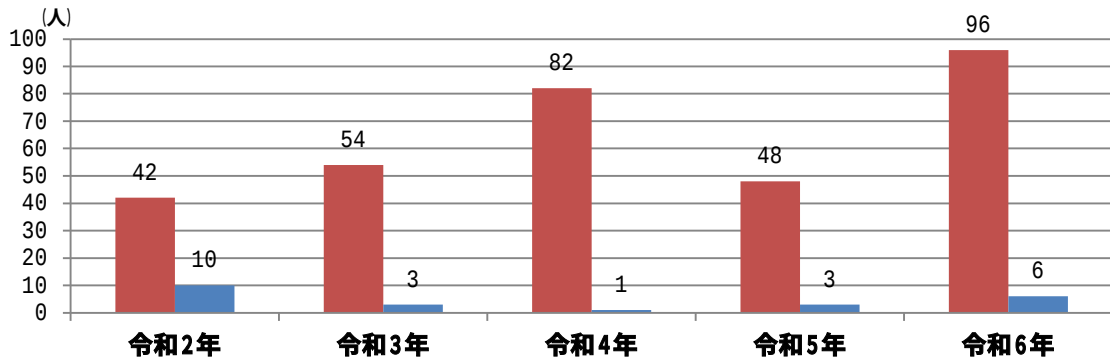
1 熱中症による死傷者の推移

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
死傷者数 ^{注1)}	42	54	82	48	96	322
休業4日以上(内数) ^{注2)}	10	3	1	3	6	23
死亡者数(内数)	0	0	0	0	0	0

注1: 労災保険給付決定件数で休業4日未満(不休災害)を含む。

注2: 労働者死傷病報告(休業4日以上)による数で死亡者数を含む。

図1 熱中症による死傷者数の推移(令和2年～令和6年)

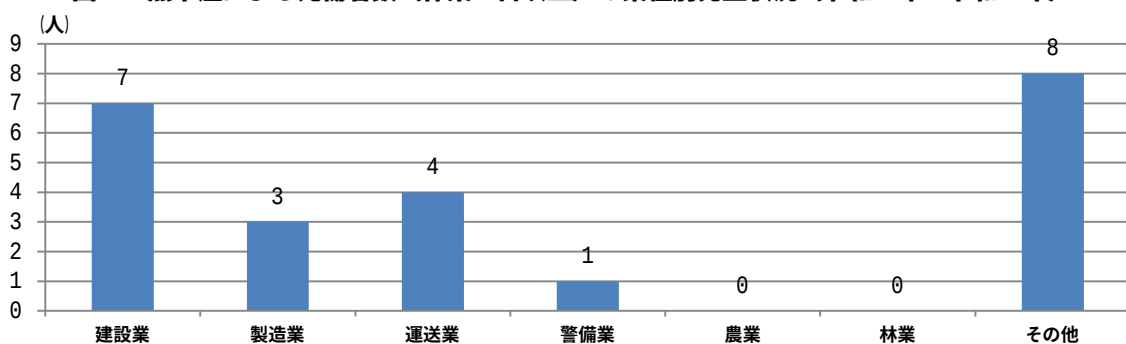


2 業種別発生状況(休業4日以上)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	農業	林業	その他	計	死亡者数(内数)
令和2年	3		1				6	10	0
令和3年	1	1	1					3	0
令和4年							1	1	0
令和5年	1		1	1				3	0
令和6年	2	2	1				1	6	0
計(人)	7	3	4	1	0	0	8	23	0

※ 死亡者数は、その業種の内数である。

図2 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の業種別発生状況(令和2年～令和6年)

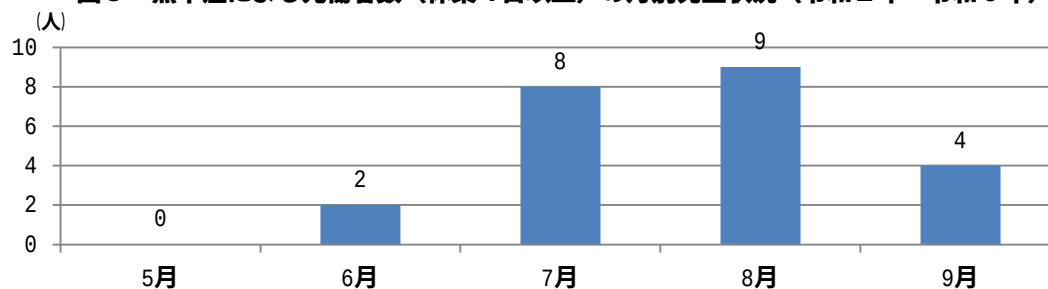


3 月・時間帯別発生状況 (休業4日以上)

(1) 月別発生状況

月	5月	6月	7月	8月	9月	計(人)
令和2年		1	1	7	1	10
令和3年		1	1	1		3
令和4年					1	1
令和5年			2		1	3
令和6年			4	1	1	6
計(人)	0	2	8	9	4	23

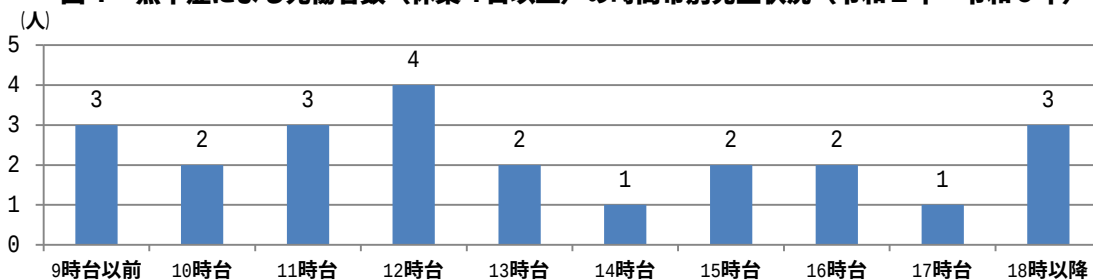
図3 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の月別発生状況(令和2年~令和6年)



(2) 時間帯別発生状況

時間帯	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時以降	計(人)
令和2年	1	1		2	1	1	1	1	1	1	10
令和3年	1			1						1	3
令和4年			1								1
令和5年	1			1				1			3
令和6年		1	2		1		1			1	6
計(人)	3	2	3	4	2	1	2	2	1	3	23

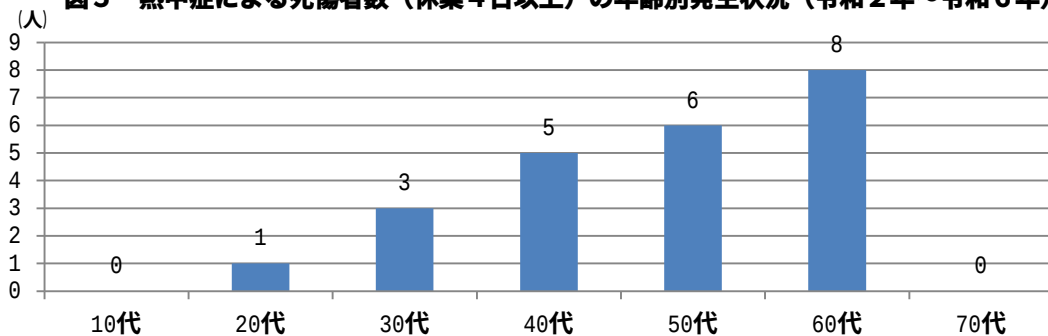
図4 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の時間帯別発生状況(令和2年~令和6年)



4 年齢別発生状況 (休業4日以上)

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計(人)
令和2年			1	1	3	5		10
令和3年		1			2			3
令和4年				1				1
令和5年				2	1			3
令和6年			2	1		3		6
計(人)	0	1	3	5	6	8	0	23

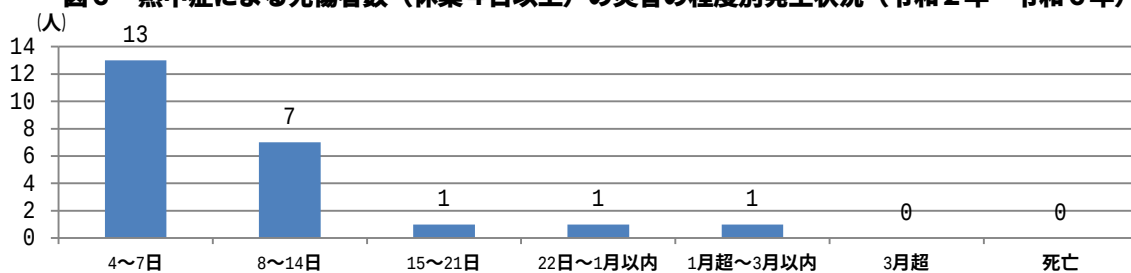
図5 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の年齢別発生状況(令和2年～令和6年)



5 災害の程度別発生状況 (休業4日以上)

年代	4～7日	8～14日	15～21日	22日～1月以内	1月超～3月以内	3月超	死亡	計(人)
令和2年	3	5	1	1				10
令和3年	3							3
令和4年		1						1
令和5年	2	1						3
令和6年	5				1			6
計(人)	13	7	1	1	1	0	0	23

図6 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の災害の程度別発生状況(令和2年～令和6年)



令和7年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

(1) 安全広報資料等を作成し、配布する。

- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - ④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- オ トラックの逸走防止措置の実施
- カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

- (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
- (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
- イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- ウ その他請負人等が上記 10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

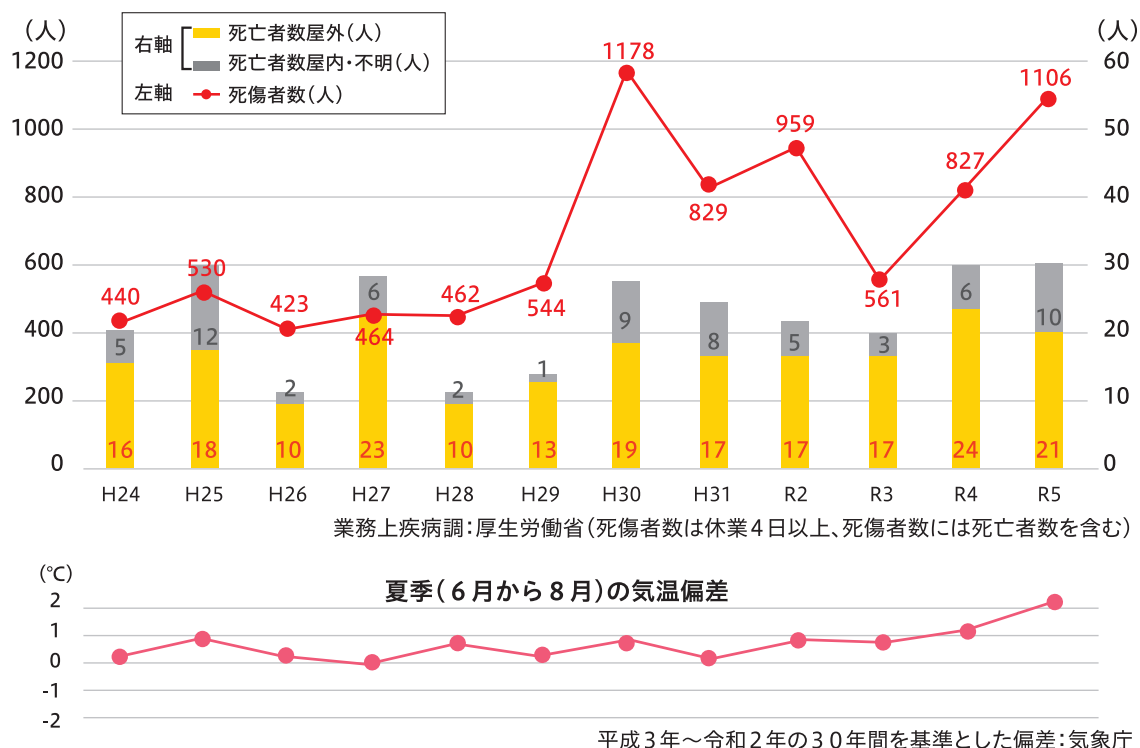


ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

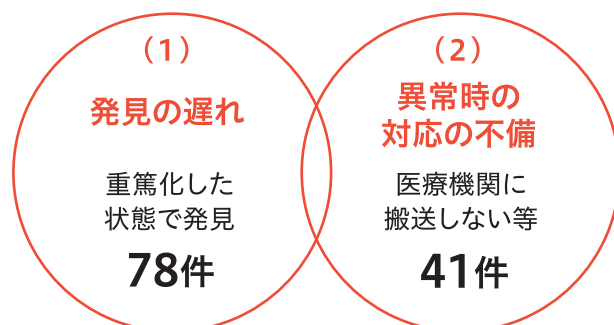
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

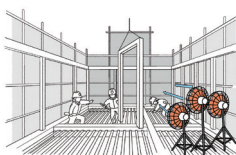
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、
直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

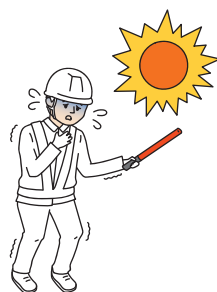


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

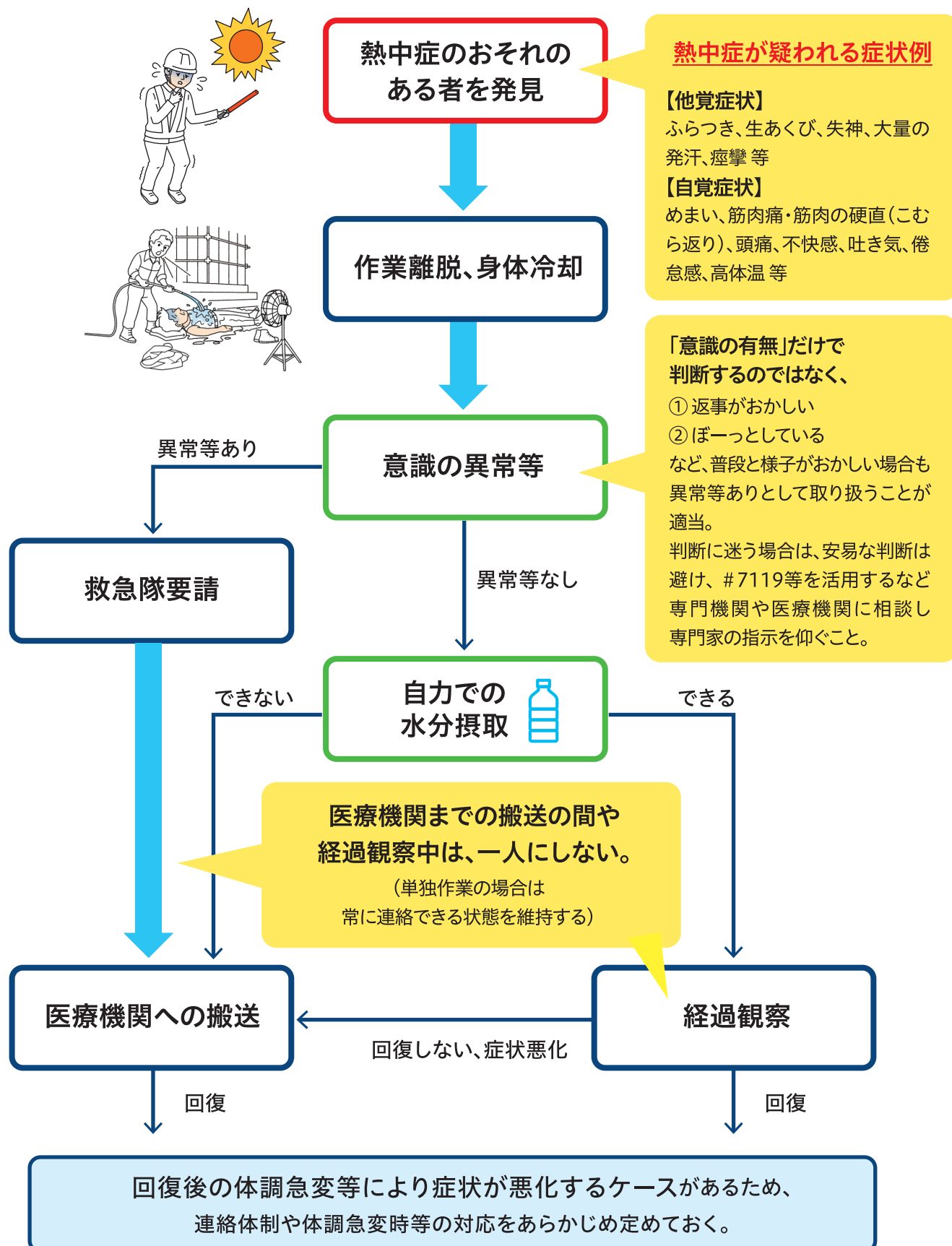
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】